

第 2 3 回 総 会 議 事 録

令和 元 年 5 月 3 1 日 開 会

令和 元 年 5 月 3 1 日 閉 会

芦 別 市 農 業 委 員 会

本日提案された議案

- 報告事項 1 全国農業委員会会長大会等について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農業委員会事務の実施状況等について
- 協議事項 1 芦別市農業担い手育成条例に基づく営農実習者の認定に係る意見聴取について
- 協議事項 2 芦別市賃貸料情報等について
- 協議事項 3 農地売買に係る現地調査について
- その他
- 事務局出席者 水野事務局長・小倉係長・石崎主査
開会 午後 1 時 52 分
閉会 午後 3 時 29 分

第23回芦別市農業委員会総会議事録

令和元年5月31日、第23回芦別市農業委員会総会を市議会第2・第3委員会室で開催した。

1 出席委員

1	谷野一仁	2	水田守	3	古田和男
4		5	高橋正人	6	藪雄一
7	加藤譲	8	石尾豊	9	
10	山本英幸	11	脇島真一	12	北野俊之
13	高見明	14	山田光範	15	滝孝造
16	中住昭				

2 欠席委員

太田拓寿

3 議事録署名委員

水田守、古田和男

事務局 長 定刻前ですが皆さんお揃いになりましたので、只今から第
23回芦別市農業委員会総会を開催する。
初めに、会長からご挨拶をお願いします。

会 長 第23回の総会に出席いただきありがとうございます。
(内容省略)

事務局 長 ありがとうございます。これからの進行について議長より
お願いします。

議 長 本日の議事録署名委員を水田、古田両委員にお願いします。
次に、諸般の報告をお願いします。

事務局 長 本日、太田委員より欠席との連絡がありました。

議 長 次に、経過報告をお願いします。

事務局 長 4月25日以降の経過について報告(内容省略)

議 長 続いて、本日提案の議案の概要について説明願います。

事務局 長 議案の概要について説明(内容省略)

議 長 それでは、報告事項1「全国農業委員会会長大会等について」
報告いたします。

脇島会 長 報告事項1について報告(内容省略)

議 長 詳細について知りたい方は、事務局まで。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知
の成立状況の確認について」を議題とする。事務局より提案の
朗読と説明をお願いします。
(谷野委員退席)

農地係 長 議案第1号についてご説明いたします。
今月の農地法第18条第6項における解約の通知は2件です。
1件目の内容について説明いたします。
(議案書に基づき、内容を説明)

議 長 引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解
約が成立しているものと判断します。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
この件について意見等のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決します。原案どおり決定する
こととしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

(谷野委員着席) (滝委員退席)

農地係長

次に2件目の内容について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

引き渡し期限までが6か月以内の書面合意であることから解約が成立しているものと判断します。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定しました。

議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

今月の農地法第3条による申請は使用貸借が1件と賃貸借の1件です。使用貸借の1件について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案どおり決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

(滝委員着席) (加藤委員退席)

議長

2件目の説明をお願いします。

農地係長

2件目の賃貸借の件について説明いたします。

(議案書に基づき、内容を説明)

申請の内容は、別添調査書(資料NO.1)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

この件について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

(加藤委員着席)

次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とする。事務局より説明願います。

事務局長

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権の移転3件、利用権の設定2件となっています。

所有権の移転-1につきましては、農業公社の農地保有合理化事業の案件です。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

別添調査書(資料NO.2)のとおり、各要件を満たしていると考えます。

農地係長

所有権の移転-1の調整内容について説明(内容省略)

議長

これより、質疑に入ります。ただいまの所有権の移転-1の説明について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-1については原案とおりに決定しました。

(加藤委員退席)

次に所有権の移転-2と3について説明をお願いします。

事務局長

関連がありますので、所有権の移転-2と3について続けて

説明いたします。農業公社の農地保有合理化事業の案件です。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各要件を満たしていると考えます。

農地係長
議 長

所有権の移転-2の調整内容について説明(内容省略)
これより、質疑に入ります。ただいまの所有権の移転-2の説明について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-2については原案とおりに決定しました。

議 長
農地係長
議 長

次に所有権の移転-3の説明をお願いします。
所有権の移転-3の調整内容について説明(内容省略)
これより、質疑に入ります。ただいまの所有権の移転-3の説明について意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。所有権の移転-3について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、所有権の移転-3については原案とおりに決定しました。

(加藤委員着席) (谷野委員退席)

議 長

次に、利用権の設定-1についての説明をお願いします。
それでは、利用権の設定-1について説明します。
(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)
本件につきましては、別添調査書(資料NO. 2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議 長
石尾委員
議 長

利用権の設定-1について、担当委員から説明願います。
(利用権の設定-1の調整内容について説明)
ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
それでは、利用権の設定-1について、意見等のある方は挙

手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－1について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－1については、原案のとおり決定しました。

(谷野委員着席)

次に利用権の設定－2について、説明願います。

事務局 長

利用権の設定－2について説明いたします。

(議案書に基づき、農用地利用集積計画(案)の内容を説明)

本件につきましては、別添調査書(資料NO.2)のとおり、各基準を満たしていると考えます。

議長

利用権の設定－2について、担当委員から説明願います。

山本委員

(利用権の設定－2の調整内容について説明)

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

それでは、利用権の設定－2について、意見等のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。利用権の設定－2について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、利用権の設定－2については、原案のとおり決定しました。

次に議案第4号「農業委員会事務の実施状況等について」を議題とする。事務局より提案の朗読と説明をお願いします。

農地係 長

議案第4号「農業委員会事務の実施状況等について」説明いたします。内容は別紙資料No.3、No.4のとおり。

この件については3月の総会に(案)として決議していただきましたが、今回は(案)が取れた形で承認をいただいた後に公表という流れになります。

なお、内容については、3月総会で説明した(案)から変更ないため詳細説明については省略します。

この内容は、市ホームページに掲載し、広く一般に周知することになります。

議 長

本件について、質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおりに決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のとおり決定しました。

議 長

ここで暫時休憩を取らせていただきます。

(5分休憩)

(市農林課農政係：鳴澤係長、同：阿部係員着席)

議 長

それでは再開いたします。

協議事項1「芦別市農業担い手育成条例に基づく営農実習者の認定に係る意見聴取について」担当より説明願います。

事務局 長

(制度概要について説明)

農政係 担当

今回、2名(道外移住者の男女各1名)からの申し込みあり。
(資料No.5により各人の履歴等について説明～市内の法人(果樹農園)にて研修・実習予定)

議 長

本件について、質問・意見等はありませんか。

高橋 委員

北海道には他にも多種の生産者がいるが、なぜ、この方々は芦別を選ばれたのか。また、2人とも同じ専門学校出身で学んで、そして芦別に来たのか。

農政係 担当

2名ともインターネットのサイトの「アグリナビ」を見て本市法人へ応募された。うち女性は以前、北海道に住んでいた。

農林課 長

男性は農業系高校卒で、果樹を専攻していたことも理由。

加藤 委員

将来的に出資して法人の構成員に入るものなのか。体験実習が終わったのか。

農政係 担当

将来、法人で出資金を支払って構成員になって経営に関わっていくことでの制度利用である。

加藤 委員

受け入れ側の法人の経営状況等は、市で把握してるのか。

農政係 長

農政係では毎年決算報告を求めるなどして経営状況を確認することはしていない。再認定の時だけ出してもらっている。

加藤 委員

やはり責任あると思うので一度、会社の状況について調査を

するべきだと思う。

山本委員
加藤委員

農業委員会では年1回届出するので、農委ではわかるはず。

ここ数年状況が良くないと耳にしているので、調査された方がいいのではないか。

農政係長

詳しい調査内容について、ここで話することはできないが、社長、金融機関から情報交換した中では、メインバンクとしては了承しているとの回答ある。

議長

新規参入の希望者が2名、体験実習が終わり、これから営農実習で市内法人に入るということで、委員の中には、法人の経営内容が気になるというご意見もありますが、担当する農政の事務局では問題ないとの判断の元、実習生を受け入れる。そして農業委員会で意見を求めるとの趣旨である。就農者を一人でも芦別に残ってもらうとの希望を持ちながら、責任をもって進めていけるようにしていきたい。

北野委員

2年間の営農実習のあと、法人に入ることについて、もう一度、農業委員会での意見聴取があるのか。

農林課長

担い手育成条例の内容の見直しをする予定あり。今回は旧制度で貸付けとして行うが、保証人の問題等もあり、6月市議会で貸付けから助成制度へ見直す予定。また、農業委員会の意見聴取についても、農委で聴取後、さらに農業振興会議にかけなければならないと、60日近くのタイムラグが出るため迅速化する。よって農業委員会の意見聴取はこれが最後となる。農業委員会会長は、市長がトップとなる農業振興会議にも出席することとなっているため、今後はその中で意見を求めていきたいと考えているのでご了承いただきたい。

北野委員

今回は2人とも法人に入る予定のため、農地の取得は発生しないが、これが個人経営に進みたいといった場合、新たに市内等で農地を求めなければならない。農地の移動なら、農業委員会でも重要な案件になるのではないかと。

農政係長

農地のあっせん部分については農業委員会の専権事項であり、農地を新たに求めて就農される方が現れた場合には、総会の場で案件ごとに説明させていただくことを考えている。

北野委員

総会の場で意見を求める場合においては、事前にめぼしい物

件を探して、取りまとめて、総会に諮らなければならないが。

農政係長

当然、いきなり出していきなり総会で判断ということではなく、その前段に事務レベルで相談、地区の農業委員になど、そこに行きつくまでに何段階もの農業委員会とのやり取りは出てくる。

北野委員

わかりました。

加藤委員

実習後、申請をした瞬間に農業者としての権利、農地を求めることができる農業者としての位置づけがされるのか。

農政係長

農業者の権利というか中身についてはどのようなことか。

加藤委員

農地を持っていないが、農業研修の研修期間を終えた後に、本格的に農業に参入したいと意思表示をした場合、法3条で農業者と結んで、又は家族経営協定を結んで農地の購入を、若しくは賃貸が発生するのか。地域の話し合い等の前に3条申請されてしまうと農地の取得は可能なのか。という権利までもが発生するのか。

農政係長

そこに行きつくまでの過程の権利というのは、この研修とは別の話と思っている。そもそも集積対象として見る見ないの判断材料の一つとして、芦別の場合は、この条例を活用して研修をしたという実績をもって集積対象としてよいかどうかの判断材料の一つであると考えている。それをもってして既得権のように集積対象であると直ちにすることとは別と見ている。

加藤委員

このこととは別というのは、まだ、確実に決まっていないのではないのか。

高橋委員

営農実習を今回2年で終わらせて、農業振興会議において、この人を新規就農者として認められてから、初めて農地を求められるというか、求められるがあっせんできるかどうか農業委員会の場で協議するが、その前に何回も事務局レベル、地区担当委員と協議しながら意見を求めていく。

北野委員

必ずしも新規就農者が将来農地を取得して、なにがしかの作物を栽培する希望を持たれていたとしても、農地が市内である確約はどこにもない。ただ、農業の担い手が減っていく時代の中で、新しい他市町村からの若い人材を求めて地域の農業を守っていきましょうという流れもあり、その辺を踏まえた中で

当委員会として、そういう貴重な人材だからなるべく希望に添えるような努力を農業委員会もしてあげることが大切とも思う。だからと言って、希望通りの農地が見つけれられる確約はどこにもない。その辺はケースバイケースで、話を振られたら、農業委員も一生懸命、知恵を出し合って一つ一つ片付けていくしかない。当委員会も協力する。

議長

様々な意見はあったが、2名の方が研修を終え実習を迎えるという段階である。この2名の方が芦別に農業者として入る。今後、何かあった時には私どもにも話があるかと思うので、その都度、皆さんに報告をし、情報を共有していきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

以上でよろしければ決定したいと思うがよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成のため、この件については決定とされました。

(市農林課農政係：鳴澤係長、同：阿部係員退席)

議長

協議事項2「芦別市賃借料情報等について」を議題とする。事務局より説明願ひます。

農地係長

資料No.6をご覧ください。この件については、標準小作料制度の廃止に伴い、平成22年度から国の法律で情報の提供が義務付けられたことから、その内容を提供するものであります。

平成30年中(1月から12月まで)の賃借料のデータを集計した内容となっています。また、平均値から極端に高いものと低いものは除かれています。

なお、情報の提供方法は、広報あしべつ7月号とホームページに掲載。JAの組勘配布時に同封等で情報提供します。

議長

本件について、質問・意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決します。本件について原案とおひ決定することとしてよろしいですか。

(全委員賛成)

全員賛成ですので、原案のおひ決定しました。

次に、協議事項3「農地等売買に係る現地調査について」を議題とする。事務局より説明をお願ひします。

農地係長

資料NO. 7により説明（説明内容省略）

○ 協議結果

南地区分科会～3件

・6月12日（水）9:00集合

～野花南改善センターで会議

北地区分科会～6件

・6月12日（水）13:30集合

～常磐多目的研修センターで会議

これから新城地区の農地に入る際、ジャガイモシストセンチュウ対策でシューズカバーの着用と車両下部の洗浄を義務づけます。

議長

以上について決定いたします。

全ての議案の審議が終了したので、「その他」に入ります。

初めに、事務局から報告事項等がありましたら、よろしくお願いたします。

農地係長

(1) サマースタイルデーについて

昨年より、農業委員会では5月総会からと認めていますが、6月から9月30日まで、軽装での出席を励行します。

(2) 婚活事業について

今回配布の資料参照。婚活事業「スターパーティーあしべつ」が7月13日に開催される。周知について依頼。

(3) 畑作等作況視察について

例年どおり7月上旬に実施予定。日程調整したい。

北野委員

シストセンチュウの関係で新城の視察は無理ではないか。

農地係長

ブーツカバーを事務局で用意してある。6月中旬に選果場に車両洗浄機が設置される予定なので、新城の圃場に入る際には、洗浄をしてから入らなければならない。

藪委員

畑作作況視察は農業委員会として絶対やらなければならないものか。種馬鈴薯農家は、今、非常にピリピリしている。馬鈴薯の圃場に入るのは、ブーツを着けていても生産者は内心、嫌だと思う。その辺を考えながら馬鈴薯は遠慮してもらいたい。

農地係長

新城の馬鈴薯地帯には行かないで、そばとかの視察にしてはどうか。

北野委員

過去は、芦別も様々な農産物があったからこそ、この視察を行ってきたものと思うが、最近案内する作物が無いのが現状。

新城地区が唯一最近で見るに値する地域のところが、経営者の方が神経を尖らせている中、どうなのか。そこまでして強行すべきものなのか。

古田委員

(川岸・青木沢地区も)畑作は毎年、同じ所しか行くところが無い。

北野委員

他といっても、作物が無い。

滝委員

そばと麦しかない。状況が状況だけに対策協議会ができるくらい深刻化しているので、配慮した方がいい。

高橋委員

現地調査は、地元芦別の農作物の生育状況等を把握する意味合いがある。

北野委員

過去は当然、地元の生育状況を把握する必要があり、意義のあるものだったが、ただ、今年に限って言えば様々な面で強行しなければならないものなのか。時代が変わってきている。

高橋委員

昔、作物ではないが、他の市町村にて施設見学とかあった。

北野委員

一つ案だが、今年は、畑作状況視察を止め、近隣の他市町村のところで半日くらい、特定の作物、芦別に無いようなものを見させてもらうようなことを考えてもらって、準備の関係で時期が遅れても構わないので行ってみたいかどうか。

高橋委員

例えば滝川の花やさい営農センター等ならどうか。

北野委員

畑作状況を止めて何もしないのが問題であるなら、それも代替案として良いのでは。また、強行して継続するのも案だが。

議長

事務局とはしてどうか。

農地係長

近隣で、何か良い場所があれば事務局で視察を検討したい。皆さんの中でも良いアイデアがあれば教えていただきたい。今年の市内の畑作状況視察については行わないこととします。最後に、次回の農業委員会総会は、6月28日(金)午後2時からの予定。

議長

次に、JAたきかわから報告事項等があればご発言願います。

滝委員

15日の理事会報告。下半期出荷計画はおおむね計画通り。コメの出荷契約等について説明。

議長

次に土地改良区から報告をお願いします。

中 住 委 員
議 長

特になし

このほか全体を通して何か意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

無いようですので、以上をもって、総会を終了する。